

産政第190号  
令和4年1月28日新潟県内商工会議所会頭 様  
新潟県商工会連合会長 様  
新潟県中小企業団体中央会長 様

新潟県産業労働部長

## 「新型コロナウイルス感染症」陽性者が確認された事業所の対応について

平素より本県の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
本県では、新型コロナウイルス感染症患者の急激な増加に伴い、真に医療が必要な方を速やかに医療につなげるため、当面の間、保健所の対応を下記のとおり重点化することといたしましたので、御理解いただくとともに、会員への周知等について御協力くださるようお願いいたします。

## 記

- 保健所対応の重点化の内容(太字・下線が従来の対応と異なります)
  - 検査陽性者の健康状態を確認
  - 検査陽性者の「同居家族」等に対して、濃厚接触者として検査を実施
  - 上記以外の濃厚接触者・接触者に対しては、保健所から連絡や検査を実施しません。  
(発熱などの体調変化があった場合には、濃厚接触者・接触者ご本人から、かかりつけ医、受診・相談センター、保健所のいずれかにご連絡いただくことで、速やかに受診・検査を調整)
- 保健所対応の重点化に伴う事業所等(医療機関、高齢者施設、障がい福祉施設以外の企業、学校等)へのお願い事項
  - ・濃厚接触者のリストの作成及び濃厚接触者(自宅待機者)の管理(保健所等への報告は不要です。)
  - ・濃厚接触者に対して、「自宅待機期間中に体調の変化があった場合は、かかりつけ医、新潟県新型コロナ受診・相談センター、保健所へ受診、検査の相談をすること」を周知
  - ※ 詳細は、別紙「新型コロナウイルス感染症陽性者が確認された事業所の方へのお願い」を参照ください。  
(県ホームページ) <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/kigyou-taiou.html>
- その他
  - (1)「休業手当」及び「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の申請にあたっては保健所の証明は不要であることから、保健所での証明書発行はいたしませんのでご承知おきください。
  - (2)濃厚接触者の方は、薬局等で実施されているワクチン検査パッケージ等による無料検査所の利用はできませんのでご承知おきください。
  - (3)個別のお問合せやご相談は、最寄りの保健所又は新潟県新型コロナウイルス感染症コールセンター(電話：025-282-1754)にお願いします。

【担当】

産業政策課 総務係 (025-280-5232)